

(報告事項)

1. 地域組織の設置・運営について

総務委員会

本会の公益社団法人への移行（本年 4 月 11 日）により、本会の地域的な会員活動を一層活性化するため「理事会の決議により支部その他の地域組織を設けることができる。」とした新定款第 5 条も発効した。

このたび関東甲信地域における県単位での地域組織の設置、及び現在の支部の運営も含め「地域組織の設置運営に関する規則」により、地域組織の設置運営について新たに定めた。

1 組織名称の変更

現在の 8 支部は、「〇〇本部（例えば、北海道本部）」と称する（平成 23 年 7 月 15 日から変更）こととした。これらの組織の総称としては、「地域本部」とし、従来からの法人全体を統括する理事会や委員会・部会等は「統括本部」と称することとする。

新たに設置可能な府県など（北海道はブロック別）を区域とする地域組織の名称は、その区域の名称と共に「〇〇県(府)支部（例えば、神奈川県支部）」と称することとする。

2 地域組織（地域本部、県(府)支部）の基本運営と事業

(1) 会員の地域組織への所属

会員は、月刊「技術士」の送付先住所を管轄地域とする地域本部及び県(府)支部に、部会などと同様に自動的に所属するものとする。このため、転勤などによる他、勤務先と住所が異なる県などの場合は、会誌の送付先の変更によって当該会員の所属する地域組織が異動することとなる。

従って会員は、地域的な活動を主体的に行う場所（勤務先又は住所）を、会誌の送付先として登録することが望ましい。（会誌の送付先の変更は、本会HPから随時可能）

(2) 地域組織の役員となる幹事は立候補制に

地域組織の運営を企画し実施する責務を負う重要な役職である幹事は、その地域に属する正会員の中の立候補者から当該地域の正会員による選挙（立候補者数が、幹事定数以下の場合は信任投票）により選任することとする。

地域組織の幹事選挙も、本会の役員候補者選出選挙と同時に行う。選挙運営・管理も、役員候補者選出選挙管理委員会において一括して所掌し業務の効率化を図る。

(3) 地域組織の主要役員の任期を明確に

地域組織の幹事の任期は、本会の役員と同期間である 2 年間で 1 期とし、再任制限については、幹事そのものは制限しないが、地域本部長（5 期）、地域本部会計幹事（3 期）、支部長（3 期）、支部会計幹事（2 期）の重要役職のみ通算としての制限を加えることとした。

(4) 地域組織における事業内容

地域組織においては、本会の事業計画に沿って各地域の特性に応じた事業計画を策定し、当該地域組織を管轄する組織の承認を得て、その計画に基づき事業実施する。

3 まず関東甲信地域に県単位の地域組織が設置可能に

関東甲信地域においては、従来からも支部組織がなく会員の地域的な活動の支援が急務となっていたことなどから、従来の支部がある地域に先行して地域組織を設置可能とした。

なお、東京都における地域組織の設置については、事務局事務所及び会議室が東京都港区に所在し CPD 活動や部会活動の拠点となっていること、及び東京都との必要な対応は各委員会が行っていることなどから、当面行わないこととされている。

(1) 県支部設置に向けた手続（発議書の提出と賛同の確認）

関東甲信地域の 8 県に属する正会員は、その属する県支部の設置の発議が可能となった。

正会員 20 名以上からの県支部設置の発議書が提出された場合、総務委員会はその内容を確認の上、当該地域の正会員の賛同を確認するため一人ひとりに発議書と共に賛同確認書を発送する。総務委員会は、返送された賛同確認書の賛同の数が、当該地域の正会員の 30% を超えた場合、当該県支部の設置について理事会に付議する。

(2) 県支部役員選挙の実施

理事会の審議により、県支部の設置が承認された場合、役員候補者選出選挙管理委員会は当該県支部の幹事選出選挙を行う。日程を定め、①立候補者の受付、②立候補者の確定、③投票用紙の送付、④投票用紙の返送、④開票、を経て当該支部幹事が決定する。

(3) 県支部長の選任と県支部活動の開始

関東甲信地域の県支部については、上記幹事選出選挙によって選任された幹事の中から、本会会長が理事会に諮って、支部長を選任する。

選任された支部長が、第 1 回の県支部役員会を招集し、当該県支部の事業体制や事業内容を決定することにより、県支部の運営が開始される。

(4) 県支部活動の管轄

新たに設置された関東甲信地域の県支部の活動については、総務委員会が管轄する。

4 地域本部（現在の支部）および地域本部管轄地域における県（府）支部の運営

(1) 地域本部管轄下の県支部の設置

各地域本部において、その管轄下の地域の活動に対する取組みの考え方が異なることから、各地域本部管轄下の地域における県支部設置の可否については、それぞれの地域本部における設置方針によることとする。

(2) 地域本部、県支部の運営の詳細

地域本部及び地域本部管轄下の支部の運営については、関東甲信地域における県支部の設置運営の考え方を基本にするものの、その詳細規定については、各地域における特性やこれまでの運営の違いなどを踏まえ、平成 25 年 7 月からの任期の幹事選出までに具体的な検討を行い、必要な調整を加えることとしている。

以上